

【制度のご案内】生命共済(熟年型・熟年入院型)・特約コース(熟年医療特約・熟年新三大疾病特約・熟年新がん特約)

ご加入にあたっての重要な事項を説明しています。お申し込みの前に必ずご一読、ご確認ください。

この共済は、生協法に基づき厚生労働省の認可を受けた事業で、組合員の相互扶助によって生活の安定と向上を図ることを目的として... 出資金200円を払い込み、組合員としてご利用いただくこととなります。

1 お申し込みいただける方

お申し込みいただけるのは、お申し込みの日(申込書受付日。郵送の場合は消印日。以下同じ)において、県内にお住まいかまたは勤務地がある次の方です。
生命共済
▶満65歳～満69歳(満70歳未満)の健康な方。下記のいずれかが1コースをお選びください。

2 掛金の払い込み

掛金は毎月15日(15日に振替ができなかった場合は、その月の28日)にご指定の口座から自動振替となります。
※金曜祝日が休業日ときは翌営業日に自動振替となります。

3 保障の開始

掛金払い込み日の翌日から保障されます。保障の開始は、当組合が加入申込書の内容を審査して承諾した場合に、初回掛金をいただいた日(即日)からとなります。

4 保障の終期と保障内容の変更時期

1.生命共済の保障の終期は制度内容の変更がない限り、85歳になられて初めて迎える3月31日までとなります。
2.熟年医療特約・熟年新三大疾病特約・熟年新がん特約の保障の終期は制度内容の変更がない限り、80歳になられて初めて迎える3月31日までとなります。

5 共済金の受取人

共済金の受取人はご加入者本人です。ただし、死亡共済金の受取人は、ご加入者の死亡時点における次の①～④の順序で上位の方となります。
①ご加入者の婚姻届出のある配偶者
②ご加入者同一世帯に属するご加入者の
③ご加入者同一世帯に属さないご加入者の
④ご加入者の甥姪

- ①慢性腫瘍(癌、肉腫など)
②消化器疾患(胃潰瘍、慢性胃炎、炎症性腸疾患、十二指腸潰瘍、慢性肝炎(肝炎ウイルスキャリアを含む)、肝硬変、慢性脾炎、胆石症など)
③循環器疾患(狭心症、心筋梗塞、不整脈、高血圧症など)
④呼吸器疾患(気管支喘息、間質性肺炎、肺線維症、肺結核、肺気腫など)
⑤神経・筋疾患(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、髄膜炎、てんかん、筋炎など)
⑥腎・尿路疾患(腎炎、ネフローゼ、尿路結石など)
⑦代謝・内分泌疾患(糖尿病、痛風、甲状腺機能亢進(低下)症など)
⑧精神疾患(統合失調症、アルコール症など)
⑨運動器疾患(骨髄炎、椎間板ヘルニア、変形性関節症など)
⑩血液疾患(悪性貧血、白血病など)
⑪アレルギー性疾患および膠原病(リウマチ、ベーチェット病など)
⑫耳鼻咽喉および眼疾患(中耳炎、メニエール病、白内障、緑内障など)
⑬女性器器疾患(子宮筋腫、卵巣腫瘍など)
※などとは、3か月以上の治療または経過観察を必要とする病気をいいます。

(2)すでに生命共済の「総合保障型」、「入院保障型」、「総合保障型+入院保障型」または「生命共済型」にご加入されている方は、お申し込みいただけません。
(3)他府県へ転住してご加入にはなりません。

※死亡共済金を除く共済金については、指定代理請求人を指定または変更することができません。くわしくは、当組合までお問い合わせください。

6 共済金のご請求手続きなど

まず親戚共済へご相談ください。
1.共済金の支払事由が発生したときは、遅滞なく当組合までご連絡ください。ご請求に必要な用紙をただちにさせていただきます。
2.共済金のご請求には必ず書類が当組合に到着した日の翌日から原則5日(土・日・祝日・12/29～1/3を除く)以内に共済金をお支払いします。

7 共済金等のお支払い

保障内容は保障表およびその説明事項をご参照ください。
1.熟年医療特約
(1)入院一時金の共済金は、1回の入院につき1回のお支払いとなり、他の病院、診療所等へ転入または転院する場合および入院一時金のお支払いが失効等がない限り更新されます。ただし、後記B「無効、解除、失効、取消、解約等」の2②～⑥に該当すると認められる場合は、当組合はご加入の更新をいしません。

定不妊治療にかかる手術を除く)
4.地震、戦争、感染症などの事故により一時に大量の支払事由が発生し制度に事故を及ぼす場合は、共済金を減額してお支払いさせていただきます。

※「熟年新三大疾病特約」および「熟年新がん特約」において、がんを直接の原因とした共済金のご請求については、ご加入者本人ががんの告知をされていない場合、代理人が請求することができます。なお、指定代理請求人があらかじめ指定されている場合は、当該請求人が請求することができます。

8 無効、解除、失効、取消、解約など

1.次の場合は、ご加入が無効となります。
①お申し込みがご加入者の意思によらなかったとき
②お申し込みの日において、ご加入者がすでに亡くなっていたとき
③重複してご加入されたとき
④ご加入者または「熟年新三大疾病特約」および「熟年新がん特約」において、保障の開始前日までにがんが診断確定された場合には、ご加入は無効となります。

2.次の場合は、ご加入が解除されます。
①故意または重大な過失により、申込書の告知事項に事実を告げなかったとき、または事実でないことを告げたとき
②共済金を支払わせる目的で故意に支払事由を発生させ、または発生させた場合
③共済金の請求として、詐欺を行い、または行おうとした場合
④他の共済契約または保険契約との重複によって、ご加入者にかかる共済金額等の合計額が著しく過大であったり、共済制度の目的に反する状態をもたらされるおそれがあると認められる場合
⑤ご加入者または受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する、またはこれらと関係を持っていないと認められる場合
⑥前記②～④のほか、当組合との信頼関係が損なわれ、ご加入の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

3.減額またはお支払いができない場合は、主1以下のとおりとなります。
(1)ご加入者が婚姻の届出のある配偶者がいない場合で、ご加入者と内縁関係にある方
(2)ご加入者が婚姻の届出のある配偶者がいない場合で、日常生活において同居もしくは世帯員と同様な生活状態にある方で、上記(1)と類似の関係と認められる方
(3)前記②から④までに該当する方
(4)前記①から④までに該当する方がいない場合で、⑤から⑦までに該当する方およびご加入者の2親等以内の姻族の方
(5)上記(1)から(4)までに該当する方がいない場合で、ご加入者の身近な世話をしている方など日常生活において密接な関係にある方
※遺言による受取人の指定・変更はできません。
※死亡共済金受取人が複数のときは、その受取割合は均等となります。

定不妊治療にかかる手術を除く)
4.地震、戦争、感染症などの事故により一時に大量の支払事由が発生し制度に事故を及ぼす場合は、共済金を減額してお支払いさせていただきます。
5.「事故」とは、急激で偶発的な外来の事故をいいます。なお、次の場合などは「事故」とみなされません。
①軽微な外傷
②病気の診断、治療を目的としたもの
③病気による障害の状態に病者の窒息等
④脳卒中、病気、心神喪失により生じたもの

6.入院日と退院日が同日(日帰り入院)の場合には入院日数を1日とし、入院基本料の支払の有無・患者を収容する施設の有無などにより判断します。
7.「先進医療」とは厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、届出が受理された病院または診療所において行われるものに限ります)をいいます。ただし、不妊治療は含まれません。また、「先進医療」の共済金は、当組合の定めにより支払限度額の範囲内でお支払いします。なお、生命共済が先進医療を保障の対象とする場合、「先進医療」の共済金について、その支払限度額を超えた額が熟年医療特約、熟年新三大疾病(熟年新がん)特約の限額にお支払いの対象となります。また、生命共済が先進医療を保障の対象としていない場合、熟年医療特約、熟年新三大疾病(熟年新がん)特約の順にお支払いの対象となります。いずれの場合においても、先進医療を保障の対象とするコースの支払限度額の合計額を「先進医療」の共済金の支払限度額とします。

8.70歳～75歳の病状入院保障は「1回の入院」につき44日分が限度となります。76歳になられて初めて迎える3月31日以前からの入院について「1回の入院」とみなされるときは、その入院日数を通算し70歳になられて初めて迎える4月1日以降の入院日数をきめて124日分が限度となります。このとき、この124日分に含むことができる4月1日以降の入院日数は44日分が限度となります。
9.決算費、剰余金が生じたときは割戻金として毎年3月31日においてご加入されているご加入者に対してお戻ししています(3月31日において有効に成立しているご加入が対象)。
10.共済金、掛金の払戻金、割戻金の支払いを請求する権利は、これらを行わせることができる時から3年間請求されなかったときは、時効により消滅します。
11.掛金または保障内容は死亡確率などに基づいて定期的に見直し、必要に応じて変更される場合があります。制度内容が変更された場合は、すでにご加入いただいている方についても変更後の定めが適用されます。なお、変更時における共済事業約款の内容が適用されます。

9.決算費、剰余金が生じたときは割戻金として毎年3月31日においてご加入されているご加入者に対してお戻ししています(3月31日において有効に成立しているご加入が対象)。
10.共済金、掛金の払戻金、割戻金の支払いを請求する権利は、これらを行わせることができる時から3年間請求されなかったときは、時効により消滅します。
11.掛金または保障内容は死亡確率などに基づいて定期的に見直し、必要に応じて変更される場合があります。制度内容が変更された場合は、すでにご加入いただいている方についても変更後の定めが適用されます。なお、変更時における共済事業約款の内容が適用されます。

12.ご加入者が亡くなったときはその日において、重度障害共済金が支払われたときは保障期間としてご加入を解約することができます。なお、ご加入者は将来に向けてご加入を解約することができます。なお、この共済には解約返戻金はありません。

この「制度のご案内」は「共済制度の概要」を記載していますが、をかけた1・3・7・8の項目は「特にご注意ください情報」です。お申し込みの際は必ずご確認ください。くわしくは共済事業約款およびご加入後に行う「ご加入のおしり」をご確認ください。なお、ホームページに掲載しています。

お申し込みの方法

郵送...右の加入申込書・口座振替依頼書をご利用ください。お申し込み時は現金は不要です。
普及員経由...地域を巡回している県民共済の普及員に加入申込書をお渡しください。ただし、普及員はご加入の審査・承諾はできません。なお、一部普及員の不在地域もあります。

個人情報取り扱いに関する重要事項*

お客様のご個人情報の取り扱いについて、下記の事項をご確認のうえ、お申し込みください。
全国生活協同組合連合会および全国生活協同組合連合会が実施する共済事業を取り扱う会員生活協同組合(以下、「当グループ」といいます)では、次の目的に必要な個人情報を取得し、利用しています。
①共済、供給、利用、教育・文化、福祉等の当グループの事業についての健全な運営およびアンケートその他の調査
②当グループの事業に関する商品・サービスのご紹介
③全国生活協同組合連合会の子会社および会員生活協同組合のページに掲載いたします企業の商品・サービスのご案内

口座振替取扱金融機関

百十四銀行 ゆうちよ銀行
掛金の口座振替については上の金融機関から一つをご指定ください。

●死亡共済金にかかる税金の種類は、実質の掛金負担者、ご加入者、受取人の関係により異なります(くわしくは最寄りの税務署へご相談ください)。

お申し込み記入例

加入される方の氏名、生年月日、フリガナ、性別、希望されるコースに関する記入例のスクリーンショット。

告知欄

告知欄の記入例。告知事項「ない」「ある」の選択欄。

健康告知内容

健康告知内容の記入例。告知事項「ない」「ある」の選択欄。

2月～3月中にお申し込みの方へ

お申し込みの日において満69歳であっても、3月31日までの間に満70歳となる方は、70歳～80歳の保障内容となります。

個人情報取り扱いに関する重要事項*

お客様のご個人情報の取り扱いについて、下記の事項をご確認のうえ、お申し込みください。
全国生活協同組合連合会および全国生活協同組合連合会が実施する共済事業を取り扱う会員生活協同組合(以下、「当グループ」といいます)では、次の目的に必要な個人情報を取得し、利用しています。
①共済、供給、利用、教育・文化、福祉等の当グループの事業についての健全な運営およびアンケートその他の調査
②当グループの事業に関する商品・サービスのご紹介
③全国生活協同組合連合会の子会社および会員生活協同組合のページに掲載いたします企業の商品・サービスのご案内

口座振替取扱金融機関

百十四銀行 ゆうちよ銀行
掛金の口座振替については上の金融機関から一つをご指定ください。

お申し込み記入例

加入される方の氏名、生年月日、フリガナ、性別、希望されるコースに関する記入例のスクリーンショット。

告知欄

告知欄の記入例。告知事項「ない」「ある」の選択欄。

健康告知内容

健康告知内容の記入例。告知事項「ない」「ある」の選択欄。

郵送専用加入申込書

同封の返信用封筒でご返送ください。

お申し込みは満65歳～満69歳の健康な方

すでにご加入の方で、コース変更等を希望される場合は県民共済にご連絡ください。

香川県民共済協 並びに 生命共済(熟年型・熟年入院型)加入申込書

加入申込書の表紙部分。氏名、フリガナ、性別、希望されるコースに関する入力欄。

「健康告知内容」に該当する方(花粉症は除く)は、ご加入いただけません。ただし、内容によって一部条件付きでご加入いただける場合がありますので、くわしくは県民共済までお問い合わせください。

加入される方は組合員となるための出資金1人200円が必要です。(この出資金は初回掛金と同時に口座振替となります)

加入される方の氏名、生年月日、フリガナ、告知欄、健康告知内容に関する記入欄のスクリーンショット。

告知欄に「ある」と告知された方へは、県民共済よりその内容について確認させていただきます(※なお、該当しない場合は「ない」と告知してください)。

健康告知内容

健康告知内容の記入欄。告知事項「ない」「ある」の選択欄。

●共済金のお支払いは、初回掛金をいただいた日の翌日以降に発病した病気または発生した事故を原因とする場合が対象となります。

口座振替依頼書

掛金の口座振替については下記の金融機関から一つをご指定ください。

預金口座振替依頼書の記入欄。金融機関、口座番号、氏名に関する入力欄。

百十四銀行

百十四銀行の口座振替依頼書の記入欄。口座番号、氏名に関する入力欄。

ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行の口座振替依頼書の記入欄。口座番号、氏名に関する入力欄。

※捺印の部分をごすらいようにご注意ください。